

サクセス通信

2023
夏号
Vol. 5



組合員企業の皆様、毎日暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

サクセス協同組合では、2022年4月に1年3カ月ぶりに入国後講習を再開して以来、170名以上の技能実習生を受け入れ、組合員企業の皆様の元へ送り出しております。これは当組合が設立して以来、最多の受入数となりました。

講習室からは、入国後研修を受講している実習生の元気な声が毎日聞こえてきて、若々しい活気に、職員一同もやる気をもらっています。

出入国管理庁の発表では、2022年12月末の福岡県における在留外国人数は、89,518人とコロナ禍前を大きく上回って過去最高を記録するなど今後も外国人労働人材の必要性はますます高まっていくものと推察いたします。

我々は、意欲をもって来日した若者の親身な相談相手となり、実習先企業の皆様には、経験を活かしたノウハウをもって企業の発展に微力ながらお手伝いできればとの想いを胸にこれからも取り組んで参ります。

今回は、前回お知らせした「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告たたき台」以後の政府の動きなどをお知らせしてまいります。

特定技能2号の対象分野の追加について(令和5年6月9日閣議決定)

- ①建設
- ②造船・船用工業
(溶接区分のみ)

- ①建設
 - ②造船・船用工業(溶接以外区分も対象に)
- 新規追加業種**
- ③ビルクリーニング
 - ④素形材・産業機械・電気電子情報関連製造
 - ⑤自動車整備
 - ⑥航空
 - ⑦宿泊
 - ⑧農業
 - ⑨漁業
 - ⑩飲食料品製造業
 - ⑪外食業

※介護分野は、専門的・技術的分野の在留資格「介護」があるので特定技能2号では対象となりません
※雇用企業(受入機関という)の要件は特定技能1号と同様です

特定技能2号の外国人が従事する業務及び技能水準について

特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められます。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいいます。

技能水準を満たす条件 ……経済産業省 製造業分野の資格取得条件より

日本の製造業の現場で3年以上の実務経験を持つ

1. 特定技能2号評価試験ルート

2. 技能検定ルート

1. 特定技能2号評価試験ルート

以下の3つ全てを満たす必要あり

①ビジネス・キャリア検定3級取得(中央職業能力開発協会が主催)

⇒「生産管理プランニング区分」、「生産管理オペレーション区分」のいずれかに合格

試験概要:<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/business/index.html>

②製造分野特定技能2号評価試験合格(新規実施)

⇒「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立区分」、「金属表面処理区分」のいずれかに合格

現在発表されている情報:https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/

③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること

2. 技能検定ルート

以下の2つ全てを満たす必要あり

①技能検定1級取得

⇒鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装のいずれかに合格

試験概要:<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html>

②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験とは？

⇒特定技能外国人材制度ポータルサイト(経産省)より抜粋・一部編集

日本国内に拠点を持つ企業とは

日本国内に登録している本店又は
主たる事務所等がある企業

製造業の現場における実務経験とは？

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業(「中分類 09-食品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。)に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験

以下よくある質問をFAQ形式でお伝えします。

質問1

特定技能1号の対象になっていない製造業(輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業など)での従事経験も実務経験の対象になりますか。

回答1

特定技能1号の制度対象ではない製造業における経験も、「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

質問2

飲食料品製造業での従事経験も実務経験の対象になりますか。

回答2

飲食料品製造業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

質問3

造船業で鉄工や溶接に従事した経験も実務経験の対象になりますか。

回答3

造船業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

質問4

技能実習生としての従事経験も実務経験の対象になりますか。また、技能実習1号の最初の監理団体による研修期間や、一時帰国の期間も実務経験年数に含まれますか。

回答4

技能実習生として「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場」に従事していた期間も、実務経験に含まれます。また、実務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が1年以上必要となります。

質問5

特定技能1号で従事している業務区分と特定技能2号で従事したい業務区分が違う場合でも、特定技能1号での従事経験は実務経験として認められますか。

回答5

特定技能技能1号で従事している業務区分と特定技能2号で従事したい業務区分が異なる場合であっても“製造業”の現場における実務経験が3年以上あれば要件を満たします。

質問6

同一企業における実務経験が3年以上ではなく複数企業での実務経験を合算すると3年以上となる場合でも認められますか。

回答6

必ずしも同一企業である必要はありません。複数企業で業務に従事している場合でも、製造業の現場における実務経験を合算して3年以上あれば要件を満たします。

質問7

技能実習1号終了後に特定技能技能1号に移行した場合で、技能実習1号と特定技能1号で業種が異なる場合でも、両方の従事経験を合算して3年以上となる場合には認められますか。

回答7

違う業種に転職したとしても、両方とも製造業である場合には、両方の実務経験を合算して3年以上あれば要件を満たします。

質問8

3年間の「就労」ではなく、「在籍」(休職期間や帰国期間を含める)でも認められますか。

回答8

業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が3年以上必要となります。

組合トピックス

この度、当組合は福岡県中小企業団体中央会から優良団体表彰を受賞いたしました。外国人技能実習生受入団体では初めて事のだそうです。



成長著しいアジアの活力と日本が長年培ってきた技術・技能とを融合させ、貴社の成長・発展に繋がる外国人材の採用を支援いたします。

新たな成長・発展の基盤は人材です。活力に満ちたアジアの人材を活用しませんか？

サクセス協同組合

TEL: 093-581-0047 URL: <https://k-success.org/>